3. 産業界から見た 2012年度診療報酬改定の 評価と影響

はじめに

JIRAでは,前回の改定以降,主に「安全保証」「精度保証」「運用保証」の3保証に絞った提案を行ってきた(図1)。

「安全保証」においては、以前より取り組んできた「安全確保に不可欠な保守維持管理費用の明確化・明文化」と「医療機器安全管理料への放射線機器の追加」の2点を中心として活動を行った。特に早急に保守管理実施率を100%にする必要のある造影剤注入装置・CT・MRIなどについて、JIRA調査データをエビデンスとして実際の追加品目の具体例を提示した。安全管理は医療法上の義務であり、患者の視点から必ず実施する必要のあるものと考えている。

「精度保証」においては、「検像」をは じめとして高度画像処理を含め、電子 画像管理加算を一歩進めた「画像精度 管理料」(インテリジェント診断支援な どを含む)としての評価の必要性を訴求 してきた。特に電子画像管理加算につ いては単なるサーバ代という「モノ」と しての評価を改め、診療放射線技師職 の「技術」としての評価、すなわち機器 の性能を最大限に発揮し診断や治療へ と貢献する「技術料」へ移行という提案 を行った。

「運用保証」においては、断層撮影における単なる機器の性能別評価(CTであれば列数、MRIであれば磁場強度)ではなく、「基礎点数+部位別疾病別加算点数」の重要性を訴えた。高性能な機器を評価してもらうこと自体は、JIRA

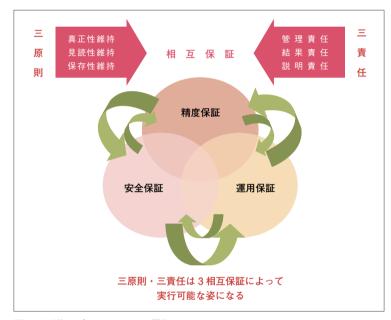


図1 画像医療システムの3保証

として歓迎すべきことであるが、問題は 汎用性能な機器の評価が下がるという 点である。以前は頭部・軀幹・四肢と いう部位別評価があったが、現状では 高性能な機器が評価されると汎用性能 な機器の評価が下がるということが繰り 返されている。心臓領域や救急領域で の加算は評価できるが、単に技術的に 新しいものではなくなった理由のみで汎 用性能な機器の評価を下げるのは、地 域医療の崩壊にもつながると危惧してい る。やはり、難易度も含めた機器と撮影 技術に対する評価のあり方を再検討すべ き時に来ていると考える。

以下に, 今回改定における上記提案 の状況について報告する。

画像診断分野について

「安全保証」の観点から、JIRAとして 今回の改定で評価すべきは、4列以上の CT、1.5テスラ以上のMRIにおける保 守管理が診療報酬上の評価として位置 づけられたことである。「医療機器の保 守管理について、薬事法や医療法上の 取扱いを踏まえ、高い機能を有するCT 及びMRIの画像診断装置における診療 報酬を請求するための施設基準について 見直しを行う」として、「高い機能を有 するCT撮影装置(4列以上のマルチス ライス型の機器)及びMRI撮影装置 (1.5テスラ以上の機器)の施設基準の 届出にあたり、安全管理責任者の氏名や、